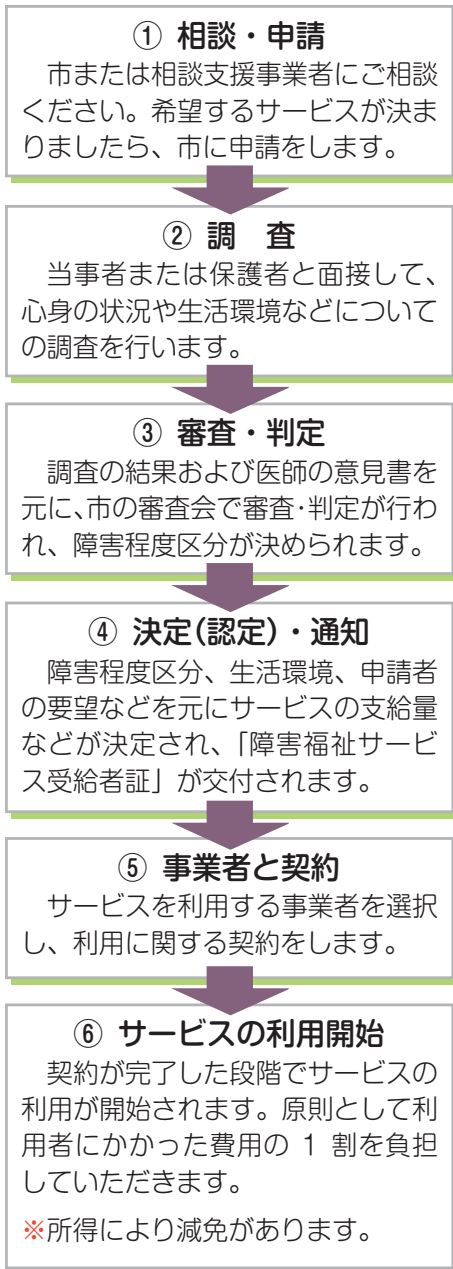


## 障害福祉サービスの利用方法



障がい福祉サービスを利用するには、事前に市に対して利用申請を行う必要があります。申請から利用開始までの手続きについては左記のとおり

### サービスを利用するには

前回に引き続き、利用できる障がい福祉サービスについて、今回は「訪問系サービス」の紹介と実際にサービスを利用するにあたっての手順について紹介します。

「⑤事業者」との契約に関して支援を必要とする人は、相談支援事業者にサービス利用計画の作成を依頼することもできます。

また、介護給付のサービスは「障害程度区分」が必要となり、障害程度区分によって利用できるサービスとできないサービスがあります。「⑤事業者」との契約に関して支援を必要とする人は、相談支援事業者にサービス利用計画の作成を依頼することもできます。

障がい福祉シリーズ  
トライアリアフリー

トバ!  
とば千やいび!!

~その2~

健康福祉課高齢・障害係  
☎⑤1183

### 居宅介護

入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行います。



### 重度訪問介護

重度の肢体不自由があるかたに、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。



### 短期入所

介護を行うかたが病気の場合などに短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。



## 訪問系サービス

### 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとてもし高いかたに、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。



### 行動援護

行動が困難で常に介護の必要なかたに、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。



サービスの利用にあたり、手帳・障害程度区分など、一部条件が必要な場合があります。※質問などがありましたら、お気軽に高齢・障害係へお問い合わせください。



## フライングディスクを体験しませんか? ~余暇活動を応援します~

秋に開催される障がい者スポーツ大会への出場を目指して、みんなでフライングディスクの練習をしませんか? 楽しみながら体を動かす絶好の機会ですので気軽に参加してください。

- 対象者 障がいを持っているかたおよび保護者
- とき 毎月第1土曜日 午前10時集合
- ところ 市民の森公園(雨天時:ひだまりホール)

